

## 生活指導

### (1) 学校生活の心得

この学校生活の心得は、本校生徒が誇りと自覚を持って、教育目標をよく理解し、生き生きとした学校生活を送るために必要な心得を示したものである。進んで以下のことを守り、校内外を問わず、常に高校生としての自覚を持ち良識ある行動をとるようにしよう。

#### 1. 学習について

- ①勉学は、学校生活の中心となるものであるから、積極的に取り組むようにしよう。
- ②授業は、常に自主的・積極的態度でのぞむようにしよう。
- ③教室は、常に清潔、整頓、換気に留意し、落ち着いた雰囲気での学習活動ができるようにしよう。
- ④授業中に入退室の必要があるときは、担当教師の指示に従うこと。

#### 2. 登下校・欠席・遅刻・早退について

- ①登校時刻は原則として午前8時30分です。ゆとりを持って登校すること。
- ②欠席する場合は、事前に生徒手帳の諸届欄に記入して学級担任に届けるか、又は当日の朝8時25分までに保護者が電話で連絡すること。……………【欠席届】
- ③遅刻・早退する場合は、事前に生徒手帳の諸届欄に記入して学級担任に届けるか、又は当日に保護者が電話で連絡すること。……………【遅刻・早退届】
- ④遅刻して入室する場合は、学級担任等に許可証を発行してもらうこと。……………【入室許可証】
- ⑤早退する場合は、学級担任等に許可証を発行してもらうこと。……………【早退許可証】  
帰宅後、学校に連絡すること。  
(1年) 848-7402      (2年) 848-2709      (3年) 848-2782  
(津久井浜高等学校 848-2121)
- ⑥登校後の外出は原則として認めない。ただし特別な理由などによる外出を必要とする場合は、必ず学級担任または関係職員に許可証を発行してもらうこと。……………【外出許可証】
- ⑦下校時刻は原則として午後5時とする。
- ⑧長期休業中又は休日に登校する場合は、制服を着用すること。  
なお、その時の下校は午後5時までとする。
- ⑨車両通学は原則として禁止とする。

#### 3. 諸 届

- ①【忌引届】事前に生徒手帳の諸届欄に記入して学級担任に届けるか、速やかに保護者が電話で連絡すること。なお忌引日数は以下のように定める。  
父・母…7日、兄弟姉妹…3日、祖父母…3日、おじおば・曾祖父母…1日  
また葬儀が遠隔地の場合は、旅行日数を加える。
- ②【旅行届】旅行、外泊、登山、キャンプなどをやる場合は、保護者の承諾を得て事前に学級担任に届出る。学割を申請する場合は必ず旅行届を提出すること。
- ③【アルバイト届】アルバイトは届出制とする。
- ④【異装届】本校所定の服装(靴も含む)が着用できない場合は、学級担任に届け許可を受けること。
- ⑤【盗難・紛失届】所持品を紛失又は盗まれたと思われる場合は速やかに届出ること。
- ⑥【破損届】校舎、校具その他の公共物等を破損・汚損した場合は速やかに届出ること。
- ⑦【自転車通学届】自転車通学(自宅から最寄り駅までの利用を含む)を希望する生徒は、届を学級担任に提出する(生活指導G保管)。また、必ず任意保険に加入すること。
- ⑧【運転免許証取得希望届】2輪又は4輪の運転免許証の取得を希望する生徒は、学級担任に事前

に運転免許証取得希望の旨を申し出、速やかに届を提出する。

- ⑨【運転免許証取得届】2輪又は4輪の運転免許証を取得した生徒は、速やかに届を提出する。  
(交通安全に関する心得の詳細は、別途これを定める)

## 4. 交通

### 運転免許証（以下免許証）取得の手続き

免許証取得希望生徒は、自動車学校に入学する前（原付免許証の場合は「二俣川自動車試験場」へ行く前）

- (1) 免許証が必要かを家庭で話し合い、保護者の承諾を得る。
- (2) 学級担任に事前に運転免許証取得希望の旨を申し出る。
- (3) 「運転免許証取得希望届」を学級担任に提出する。(生活指導G保管)
- (4) 学級担任は、直接保護者に免許証取得承諾の意向確認を行う。

### 免許証取得後

- (5) 「運転免許証取得届」を学級担任に速やかに提出する。(生活指導G保管)
- (6) ヤングライダースクール（交通安全実技講習）に参加する。

\*新たに異なる種類の運転免許を取ろうとする場合も上記(1)～(6)の手続きを行う。

### 車両運転について

- (1) 登下校に車両を使用してはならない。  
(同乗も含む。また、休日・長期休業中の部活動・校外での試合応援等の場合も禁止)  
期間は卒業の年の3月31日まで。ただし、保護者の運転による登校や特殊な場合は除く。
- (2) 無届で免許証を取得してはならない。
- (3) 制服で車両を運転してはならない。(帰宅後も含む。)

### 自転車通学

- (1) 自転車通学をする生徒は「自転車通学届」を提出する。
- (2) 本校のステッカーを使用自転車に貼ること。
- (3) 必ず任意保険に加入すること。

## (2) 服装規定

1. 本校所定の制服を着用し、清潔で調和のとれた本校生としての品位を失わない服装を心がけ、バッジ等定められたものをつけること。
2. 登下校の際は必ず制服を着用する。
3. ネクタイは学校行事等で特に指定するときは、必ず着用すること。
4. 通常期（4月1日から5月31日、10月1日から3月31日）は必ず上着を着用すること。  
寒い時期などは上着の下に、セーター・カーディガン・ベスト（無地、色は黒・紺・白・グレー・ベージュに限る）の着用を可とする。トレーナー・パーカーは不可とする。
5. 夏期（6月1日から9月30日）の服装は、次の通りとする。  
男女とも半袖のYシャツ、またはポロシャツとする。色はいずれも白色無地とし、後日配付する布章をつけること。  
この期間でも、長袖のYシャツ・ブレザー・ベストなどを着用してもよい。その際ネクタイは着用しなくてもよい。移行期間は夏期の前後半月を目安に期間を定める。この期間に限り、セーター・カーディガン・ベストでの登校を可とする。（無地、色は黒・紺・白・グレー・ベージュに限る）トレーナー・パーカーは不可とする。
6. 頭髪については染髪などの加工はしない。

制服 (学校の基準に準ずる色)

- 上衣・・・紺ブレザー $\alpha$  (W前型・四ツ釦・アウトポケット)  
紺ブレザー $\beta$  (折襟三ツ釦・アウトポケット)
- スカート・・・紺スカート (ウエストスカート箱2本ヒダ (表3本))
- ズボン・・・紺スラックス
- シャツ・・・白色無地Yシャツ
- ネクタイ・・・緑・マーク付 (学校指定)

制服の仕様 (形状・色) については制服取扱店に例示してあります。